

沼津市民間建築物吹付けアスベスト対策事業費補助金交付要綱

平成20年3月31日沼津市告示第45号

改正 平成21年3月31日沼津市告示第60号
平成22年3月31日沼津市告示第44号
平成23年3月31日沼津市告示第62号
平成24年3月30日沼津市告示第95号
平成25年3月29日沼津市告示第86号
平成28年3月31日沼津市告示第91号
平成29年3月24日沼津市告示第44号

(趣旨)

第1条 市長は、アスベストの飛散による健康被害に対する市民の不安の解消を図るため、アスベスト含有調査事業及びアスベスト除去等事業を実施する所有者等に対し、予算の範囲内において補助金を交付するものとし、その交付に関しては、沼津市補助金交付規則（昭和62年沼津市規則第4号）及びこの要綱に定めるところによる。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) アスベスト 労働安全衛生法施行令（昭和47年政令第318号）第6条第23号に規定する石綿等をいう。
- (2) アスベスト含有調査事業 建築物の壁、柱、天井等に吹き付けられた建材に係るアスベスト含有の有無に係る調査（以下、「含有調査」という。）を行う事業であって、別表第1に定める基準に該当するものをいう。
- (3) アスベスト除去等事業 建築物の壁、柱、天井等に吹き付けられたアスベストについて除去、封じ込め、囲い込みの措置又は建築物の除却（以下「除去等」という。）を行う事業であって、別表第1に定める基準に該当するものをいう。
- (4) 所有者等 所有権を有する者及び建物の区分所有等に関する法律（昭和37年法律第69号）第3条及び第65条に規定する団体又は管理者をいう。

(補助対象建築物)

第3条 アスベスト含有調査事業及び、アスベスト除去等事業の対象となる建築物は市内に存し、それぞれ次の各号のいずれにも該当しないものとする。

- (1) 所有者等が、国、地方公共団体その他の公共団体又はこれらの者に準ずる者である建築物

- (2) 過去に他の地方公共団体等から、この要綱と同様の補助金の交付その他の支援を受けている建築物
- (3) アスベスト含有調査事業については、過去にこの要綱に基づく同種事業の補助金の交付を受けている建築物
- (4) アスベスト除去等事業については、過去にこの要綱に基づく当該事業の補助金の交付を受け除去等した建築物がある場合で、同一敷地内に現存する建築物（補助対象経費及び補助額）

第4条 補助金の対象となる経費及び補助金の額は、別表第2のとおりとする。

（交付の申請）

第5条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、沼津市民間建築物吹付けアスベスト対策事業費補助金交付申請書（第1号様式）に別に定める関係書類を添付し、市長に提出しなければならない。

2 前項の規定による申請は、建築基準法施行令（昭和25年政令第338号）第1条第1号に規定する敷地単位に行うものとする。

（交付の決定）

第6条 市長は、前条の規定による申請があった場合には、これを審査し、当該申請が適当であると認めるときは補助金の交付を決定し、沼津市民間建築物吹付けアスベスト対策事業費補助金交付決定通知書（第2号様式）により、申請者に通知するものとする。

（変更等の承認申請）

第7条 前条の規定により交付の決定を受けた者（以下「交付決定を受けた者」という。）は、補助金の交付の対象となる事業（以下「補助事業」という。）の内容を変更し、又は補助事業を中止し、若しくは廃止しようとするときは、沼津市民間建築物吹付けアスベスト対策事業変更・中止・廃止承認申請書（第3号様式）に別に定める関係書類を添付して、速やかに市長に提出し、その承認を受けなければならない。

（変更等の承認）

第8条 市長は、前条の規定による申請が適当であると認めるときは、沼津市民間建築物吹付けアスベスト対策事業変更等承認通知書（第4号様式）により、交付決定を受けた者に通知するものとする。

（実績報告）

第9条 交付決定を受けた者は、補助事業が完了した日から起算して30日を経過した日又は補助金の交付の決定のあった日の属する年度の3月末日のいずれか早い日ま

でに、沼津市民間建築物吹付けアスベスト対策事業実績報告書（第5号様式）に別に定める関係書類を添付し、市長に提出しなければならない。

（補助金の額の確定）

第10条 市長は、前条の規定による実績報告書の提出を受けたときは、その内容を審査し、適当であると認めたときは、交付すべき補助金の額を確定し、沼津市民間建築物吹付けアスベスト対策事業費補助金確定通知書（第6号様式）により、交付決定を受けた者に通知するものとする。

（補助金の請求）

第11条 交付決定を受けた者は、前条の通知書を受領した後10日以内に補助金支払請求書（第7号様式）を市長に提出しなければならない。

（交付決定の取消し）

第12条 市長は、交付決定を受けた者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) 偽りその他不正な手段により補助金の交付の決定を受けたとき。
- (2) 補助金を補助事業以外の用途に使用したとき。
- (3) 補助金の交付の決定の内容又はこれに付した条件に違反したとき。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、市長が不相当であると認める事由が生じたとき。

（補助金の返還）

第13条 市長は、前条の規定により補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消した場合において、当該取消部分に関し、既に補助金が交付されているときは、沼津市民間建築物吹付けアスベスト対策事業費補助金返還命令書（第8号様式）により、当該補助金の交付を受けた者に対し、その返還を求めるものとする。

（関係書類の整備等）

第14条 補助金の交付を受けた者は、当該補助金に係る経費の収支を明らかにした書類、帳簿等を常に整備し、かつ、これらの書類等を当該事業の実施年度後5年間保存しなければならない。

（財産処分の制限）

第15条 補助金の交付を受けた者は、補助対象建築物について補助金請求後1年以内において、市長の承認を受けずに譲渡、交換、貸付け等を行ってはならない。

2 前項の承認を受けて補助対象建築物を処分した場合において、市長は、必要があると認めるときは、補助金の交付を受けた者に対し補助金の返還を求めることができる。

（消費税仕入控除税額等に係る取扱い）

第16条 補助対象経費に含まれる消費税相当額のうち、消費税法（昭和63年法律第

108号）に規定する仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額（以下「消費税仕入控除税額」という。）がある場合は、次の各号に掲げる事項については、それぞれ当該各号に定めるところにより取り扱うものとする。

- (1) 交付の申請における消費税仕入控除税額等の減額 当該補助金に係る消費税仕入控除税額等（消費税仕入控除税額と当該金額に地方税法（昭和25年法律第 226号）に規定する地方消費税の税率を乗じて得た額との合計額に補助金所要額を補助対象経費で除して得た率を乗じて得た金額をいう。以下同じ。）がある場合には、これを補助金所要額から減額して交付の申請をすること。ただし、申請時において当該補助金に係る消費税仕入控除税額等が明らかでない場合は、この限りでない。
- (2) 実績報告における消費税仕入控除税額等の減額 実績報告書を提出するに当たって、当該補助金に係る消費税仕入控除税額等が明らかになった場合には、その金額（前号の規定により減額したものについては、その金額が減じた額を上回る部分の金額）を補助金額から減額して報告すること。
- (3) 消費税仕入控除税額等の確定に伴う補助金の返還 前号の規定により補助事業実績報告書を提出した後において、消費税及び地方消費税の申告により当該補助金に係る消費税仕入控除税額等が確定した場合には、その金額（第1号又は前号の規定により減額したものについては、その金額が減じた額を上回る部分の金額）を消費税仕入控除税額等報告書（第9号様式）により速やかに市長に報告するとともに、市長の返還命令を受けてこれを市に返還すること。

（暴力団の排除）

第17条 市長は、申請者又は所有者等が次の各号のいずれかに該当するときは、この要綱に定める他の規定にかかわらず、補助金の交付をしないものとする。

- (1) 沼津市暴力団排除条例（平成24年条例第22号）第2条第1号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）又は同条第2号に規定する暴力団員等（以下「暴力団員等」という。）
- (2) 暴力団又は暴力団員等と密接な関係を有する者

2 市長は、補助金の交付決定を受けた者又は交付の決定後に新たに所有者等となった者が前項各号のいずれかに該当すると認めるときは、第6条に規定する交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

（補則）

第18条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

付 則

この要綱は、平成20年4月1日から施行し、平成27年度分までの補助金に適用する。

付 則（平成21年3月31日告示第60号）

この要綱は、平成21年4月1日から施行し、平成21年度分の補助金から適用する。

付 則（平成22年3月31日告示第44号）

この要綱は、平成22年4月1日から施行する。

付 則（平成23年3月31日告示第62号）

この要綱は、平成23年4月1日から施行する。

付 則（平成23年3月30日告示第95号）

この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

付 則（平成25年3月29日告示第86号）

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

付 則（平成28年3月31日告示第91号）

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

付 則（平成29年3月31日告示第 号）

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

別表第1（第2条関係）

1 アスベスト含有調査事業に係る基準

- (1) 含有調査を行う者は、建築物石綿含有建材調査者講習登録規程（平成25年国土交通省告示第748号）第2条第2項に規定する建築物石綿含有建材調査者（次項において単に「建築物石綿含有建材調査者」という。）であること。
- (2) 含有調査は、建材中の石綿含有率の分析方法について（平成18年8月21日付け基発第0821002号厚生労働省労働基準局長通知）により示された分析方法を標準とする。

2 アスベスト除去等事業に係る基準

- (1) アスベスト除去等事業の計画の策定等を建築物石綿含有建材調査者が行うとともに、当該計画に基づく現場体制に基づき実施すること。
- (2) 除去等を行う施工者は、次のいずれかの者であること。

ア 一般財団法人日本建築センターが審査証明した吹付けアスベスト粉じん飛散防止処理技術を有する者

イ 特定化学物質等作業主任者を当該除去等に係る作業主任者とし、かつ、建設業労働災害防止協会が発行する建築物解体等における石綿粉じんへの暴露防止マニュアルに従って施工することができる者

(3) 除去等に係る工事は、前号に掲げる施工者の区分に応じて、それぞれに規定する処理技術又はマニュアルに従って行うものであること。

(4) 除去等を行った後の補助対象建築物が、建築基準法関係規定（建築基準法（昭和25年法律第 201号）第6条第1項に規定する建築基準関係規定をいう。）に適合するよう、必要に応じた措置を講ずるものであること。

別表第2（第4条関係）

事業の種別	補助対象経費	補助額
アスベスト含有調査事業	補助対象建築物について、当該事業に要する経費のうち、所有者等が含有調査を行う者に対して支払う経費	補助対象経費の額とし、1棟当たり25万円を限度とする。
アスベスト除去等事業	補助対象建築物について、当該事業に要する経費のうち、所有者等がアスベストの除去等工事を行う施工業者に対して支払う経費（工事に要する経費に限る。）	補助対象経費の3分の2以内とし、1敷地当たり120万円を限度とする。

備考 補助金の額に1,000円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てる。